

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 7 日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 吉 田 聡

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 30 日 午前 9 時 50 分 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 11 日から 令和 8 年 9 月 11 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 |
| | 地 番 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 3 6 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 1 3 2 0 番地 1 1、1 3 2 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨・木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9 . 5 6 平方メートル
2 階 4 0 . 5 7 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9 . 5 6 平方メートル
2 階 約 5 0 . 5 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 23 日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 吉 田 聡

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 古河市東本町四丁目
地 番 1 3 2 0 番 1 1
地 目 宅地
地 積 1 1 0 . 3 6 平方メートル
- 2 所 在 古河市東本町四丁目 1 3 2 0 番地 1 1、1 3 2 0 番地 1 2
家屋 番号 1 3 2 0 番 1 1
種 類 店舗 居宅
構 造 鉄骨・木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 9 . 5 6 平方メートル
2 階 4 0 . 5 7 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 6 9 . 5 6 平方メートル
2 階 約 5 0 . 5 0 平方メートル



令和 8 年（ケ）第 9 号
令和 8 年 4 月 22 日受理
令和 8 年 5 月 **12** 日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所下妻支部

執行官 小 俣 隆 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 |
| | 地 番 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 1 3 2 0 番地 1 1、1 3 2 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨・木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 9 . 5 6 平方メートル
2階 4 0 . 5 7 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	茨城県古河市東本町四丁目7番41号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 2階 約50.50㎡	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 店舗・居宅(いずれも空き家) として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者亡A相続財産の相続財産清算人Bの事務員	1 本件建物は空き家で、亡Aの相続財産清算人であるBが鍵を管理しています。 2 執行官の調査にBは立ち会いを希望しません。調査に必要ということであれば執行官に鍵を貸与します。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、現場の状況や関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容等から、2枚目記載のとおりであると判断した。
- 3 本件建物について、経年相当の損傷のほか、外壁のひび割れや破損、雨漏り跡、内壁の剥離箇所を確認した。また、1階トイレの便器が撤去されていた。
- 4 店舗の看板が道路に越境していると思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月22日(水)	当庁執行官室	古河市に対し公課証明書等交付申請、受領
令和8年4月23日(木) 16:05-16:10	当庁執行官室	相続財産清算人Bの事務員から電話聴取
令和8年4月24日(金) 8:47-8:52	物件所在地	■物件確認 ■全戸不在 ■写真撮影
令和8年5月8日(金) 9:25-10:10	物件所在地	■全戸不在 ■立入調査 ■写真撮影 ■評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和8年5月8日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、Bから借り受けた鍵を使用して建物内に立ち入った。

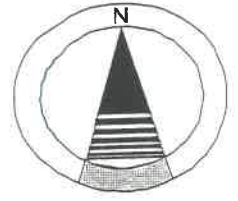
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

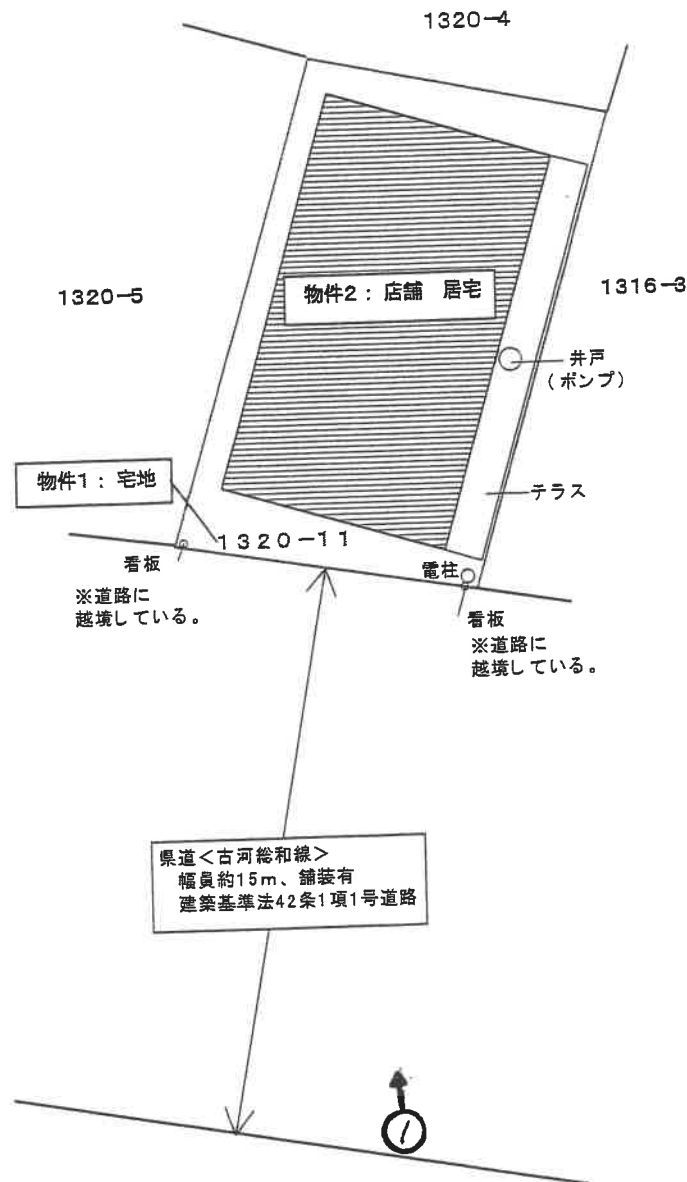
(5枚目)

土地建物位置関係図

令和8年(ケ)第9号



縮尺1/200



←○写真撮影位置方向

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

(6 枚目)

物件2：店舗 居宅

建物間取図 (略図)

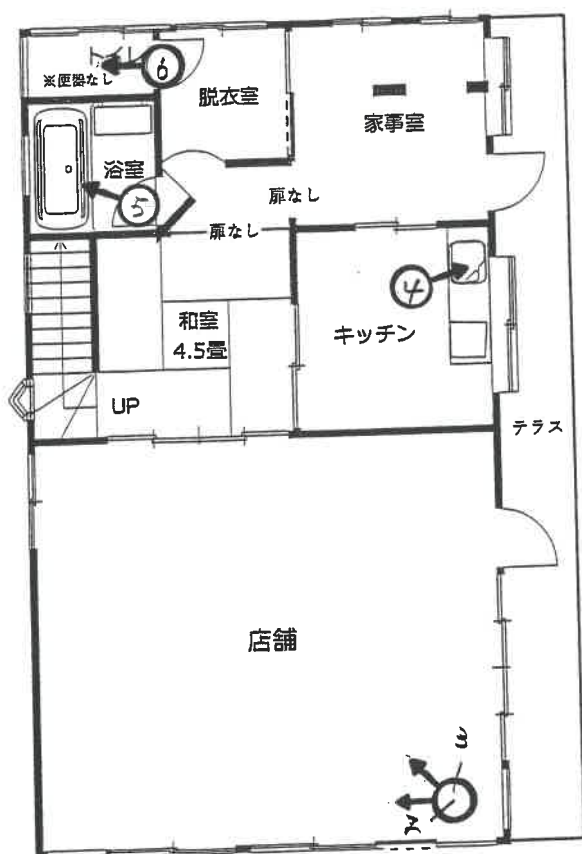
令和8年(ケ)第9号

鉄骨・木造瓦葺2階建

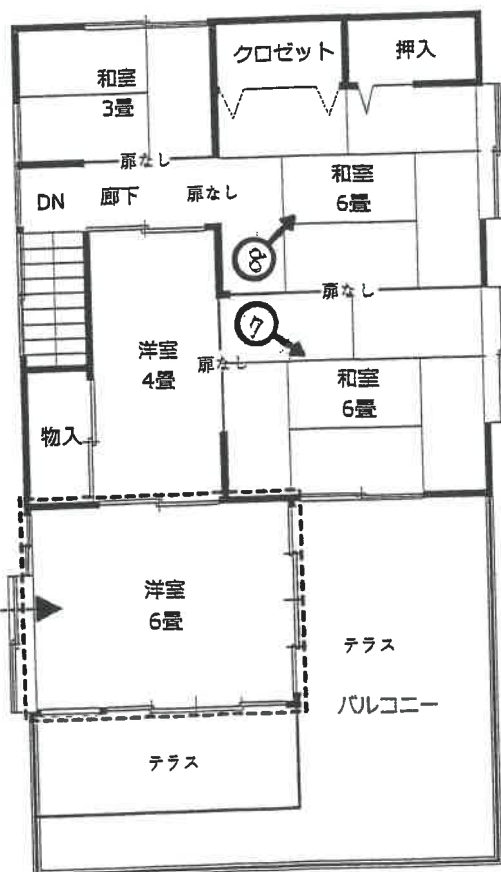


縮尺1/100

1階 69.56㎡
(登記に同じ)



2階 約50.50㎡
(登記は40.57㎡)



←○写真撮影位置方向

※図面と現況が異なる場合は 現況が優先となります。
(7枚目)



写真 1



写真 2



写真3



写真4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8

令和 8年（ケ）第 9号
令和 8年 4月22日 受 命
令和 8年 5月 8日 現地調査
令和 8年 6月 2日 評 価
令和 8年 6月 8日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤沼 宏明

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 3 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1, 2 2 0, 0 0 0 円
物件2（建物）	金 1, 1 0 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	3 頁物件目録記載のとおり	同左のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	3 頁物件目録記載のとおり	2階約50.50㎡

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 |
| | 地 番 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0. 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市東本町四丁目 1 3 2 0 番地 1 1、1 3 2 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 3 2 0 番 1 1 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨・木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9. 5 6 平方メートル
2 階 4 0. 5 7 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東北本線「古河」駅の南東方約1.4km（道路距離、以下同じ） バス停「下山町（J R バス）」の北西方約90m （別添「物件位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、古河駅から徒歩約18分前後、県道古河総和線沿いに一般住宅のほか店舗や事務所等も混在する地域である。対象近隣の画地規模は、小・中規模混在型の様相を呈しており、利用形態も既存の住宅と店舗等が混在している。当面しばらくは現状の住商混在地のままで推移していくものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 指 定 そ の 他 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 指定なし 該当なし 建築基準法22条区域 ※特記事項(1)
画 地 条 件	間口：（南側）約8m 奥行：約13m 形状：長方形地 規模：110.36㎡＜登記数量＞ （現地で概測したところ、評価人による概測数量と登記数量は概ね一致しているものと判断した。） 接面状況：（南側道路に接面する）中間画地 地勢：ほぼ平坦 高低差：接面道路及び隣接地とはほぼ等高である。 その他：特になし	
接面道路の状況	（南側）県道＜古河総和線＞ ：幅員約15m、舗装有 建築基準法42条1項1号道路に該当 ○系統、連続性は優る。	
土地の利用状況等	土地所有者が本土地上に物件2建物を所有し、占有している。 ※土地建物内訳価格算出のために、物件2店舗 居宅の法定地上権を考慮して評価する。	

供給処理施設	【上水道】 本管あり ※特記事項(2) 【ガ ス】 なし ※個別プロパンガス使用 【下水道】 あり ※特記事項(3) (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査並びに土地使用の履歴等から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと判断される（土壌汚染に関連した市場性修正は行わない）。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門調査機関による調査を要する。
特 記 事 項	(1) 建築基準法22条区域について （古河市都市建設部建築指導課調べ） 屋根は不燃材で葺き、外壁で延焼のおそれのある部分を不燃仕様にしなければならない。 (2) 上水道について（古河市上下水道部水道課調べ） 担当者によると、上水道の本管については接面道路沿いに100ϕHPPE管が布設されているが、そこから本土地への給水引込管の引き込みはないとの事である。 なお、本土地内に井戸（ポンプ）があるので、井戸を使用していたと思われる。 (3) 下水道について（古河市上下水道部下水道課調べ） 担当者によると、下水道は分流方式（雨水は敷地内で浸透処理）であり、下水道の本管については接面道路沿いに200ϕ管が布設されており、そこから本土地は150ϕで取り出しを行えるとの事である。 なお、単独浄化槽のブローラしきものがあるが、浄化槽を使用していたかどうかは不明である。 (4) 地中埋設物の存在について 現状を目視した結果、地中埋設物の存在を視させる状況は見受けられなかった。但し、掘削してみないことには詳細は不明である。 (5) 越境物について 本土地内にある店舗の看板が2本、道路に越境している。 よって本件では、これらの看板の取り外しなどのリスク減価を▲1%とし、物件1土地の市場性修正を0.99とした。 (6) ハザードマップについて 国土交通省の洪水ハザードマップによると、対象地周辺の洪水によって想定される浸水深は3.0～5.0m（2階部分まで浸水）の区域に該当している。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和53年10月 5日 新築 約48年 満了
仕 様	構 造 鉄骨・木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス貼、繊維壁 等 天 井 ビニールクロス貼、板貼 等 床 畳、合板フローリング 等 設 備 電気・ガス・給排水衛生設備 等 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明 その他 テラスあり	
床面積（現況）	1 階69.56㎡・2 階約50.50㎡、延べ約120.06㎡（現況） 登記以外の増築あり→2 階洋室6畳（約9.93㎡）	
現 況 用 途 等	階 層 2階建 現況用途 店舗 居宅 間 取 り 別添「建物間取図(略図)」のとおり	
品 等	使用資材 やや劣る 施 工 やや劣る	
保守管理の状態	要修理箇所が多く、保守管理の状態は「劣る」と判断した。	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を店舗 居宅(いずれも空き家)として使用している。	

特 記 事 項	(1) 建築確認・検査済証について (古河市都市建設部建築指導課調べ) ・ 建築確認(昭和53年2月8日付・境特第280号) → 店舗併用住宅(ガラス店)の新築 ・ 工事完了後の検査済証はなし (2) 物件2建物の状況について 建物占有者の陳述及び本建物の内外部を確認した結果、経年相当の損傷箇所があるほか、下記の損傷等が確認された。 ・ 外壁のひび割れや破損、雨漏り跡、内壁の損傷箇所がある。 ・ 1階トイレの便器が撤去されている。 よって、これらの損傷については、観察減価にて考慮するものと判断した。 本建物は一部リフォームされているようであるが(詳細不明)、築後約48年経過しているので、老朽化及び損傷の程度がかなり進行している。 よって、店舗 居宅として再利用するには高額のリフォーム費用がかかること乃至建替えが相当と判断される。これにより、土地価格の査定においては、本建物の取壊費用発生の可能性等を建付減価にて考慮した。 なお、雨漏りやシロアリ被害及び建物の傾き等の詳細については、別途専門調査機関による詳細調査を経ないと確定できない。 (3) アスベスト関連事項について 非飛散性アスベスト使用建材、飛散性(吹付け)アスベストは目視する限りにおいて使用されている可能性は少ない。アスベスト使用リスクは鉄骨・木造店舗 居宅の範囲内であり、使用可能性による市場性修正を要しないものとした。 (4) 使用建ぺい率が基準建ぺい率を超過していることについて 本建物の使用建ぺい率は約63%となっており、法定建ぺい率である60%を超過しており、行政当局から指導を受ける可能性がある。 よって本件では、これらのリスク減価を▲2%とし、物件2建物の市場性修正を0.98とした。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	50,300	0.90	110.36	0.64	3,200,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 古河5-4

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $46,900\text{円}/\text{㎡} \times 100.7/100 \times 100/100.0 \times 100/93.9 = 50,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件+1.0(道路幅員) 交通・接近条件▲7.0(駅接近性)

イ 個別格差：地積過小▲10

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態のほか、物件2建物の取壊費用発生の可能性等も考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に
 比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた
 現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	136,000	約120.06	0.01	160,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な
 再調達原価を決定した。

イ 現況延床面積：登記数量に、評価人概測による増築面積を加算した。

ウ 現 価 率

経過年数48年，経済的全耐用年数25.0年，経済的残存耐用年数0.0年，
 観察減価及び中古建物の市場性減価70%，残価率3%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用
 し，現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率3%＋(1－3%)×(経済的残存耐用年数0.0年／経済的全耐用年数25.0年)}
 ×(1－観察減価70%)≒0.01

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,200,000	0.45 法定地上権	1,440,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権 0.45

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,200,000	-1,440,000		0.99	0.70	1,220,000
2	160,000	+1,440,000		0.98	0.70	1,100,000
一括価格（合計）						2,320,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：(物件1)越境物撤去リスク▲1、(物件2)使用建ぺい率超過リスク▲2

オ 競売市場修正：第2 評価の条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 古河5-4

所 在：古河市上辺見字鹿養大道北341番1外
地 目：宅 地
価 格：46,900円／m²
位 置：J R 東北本線「古河」駅の東方約2.7km
価 格 時 点：令和 8年 1月 1日
地 積：1,313m²
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：南側18.0m市道(中間画地)
用途指定等：市街化区域 第2種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要：低層店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域

第7 附属資料

1. 物件位置図
2. 周辺見取図
3. 地図(法第14条第1項)写
4. 建物図面・各階平面図写
5. 土地建物位置関係図
6. 建物間取図(略図)

以 上



縮尺1 / 20,000



白河一高

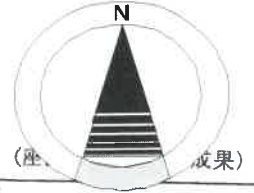


(C)2025 MAPPLE, Inc.

地図上の1センチは約30メートル

地図(法第14条第1項) 写

物件 1



次頁御参照

建物図面・各階平面図写

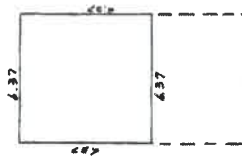
※ A 3 → A 4 (7 1 %)に縮小

物件 2

建物図面
各階平面図

家屋番号 1320-11

建物の所在 古河市東本町4丁目1320番地1・1320番地12



二階求積

4.37 X 4.37 = 40.5769

床面積 40.57^{m²}



一階求積

4.37 X 4.37 = 40.5769

床面積 69.56^{m²}

道路

作製者

53/10/25
年 月 日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

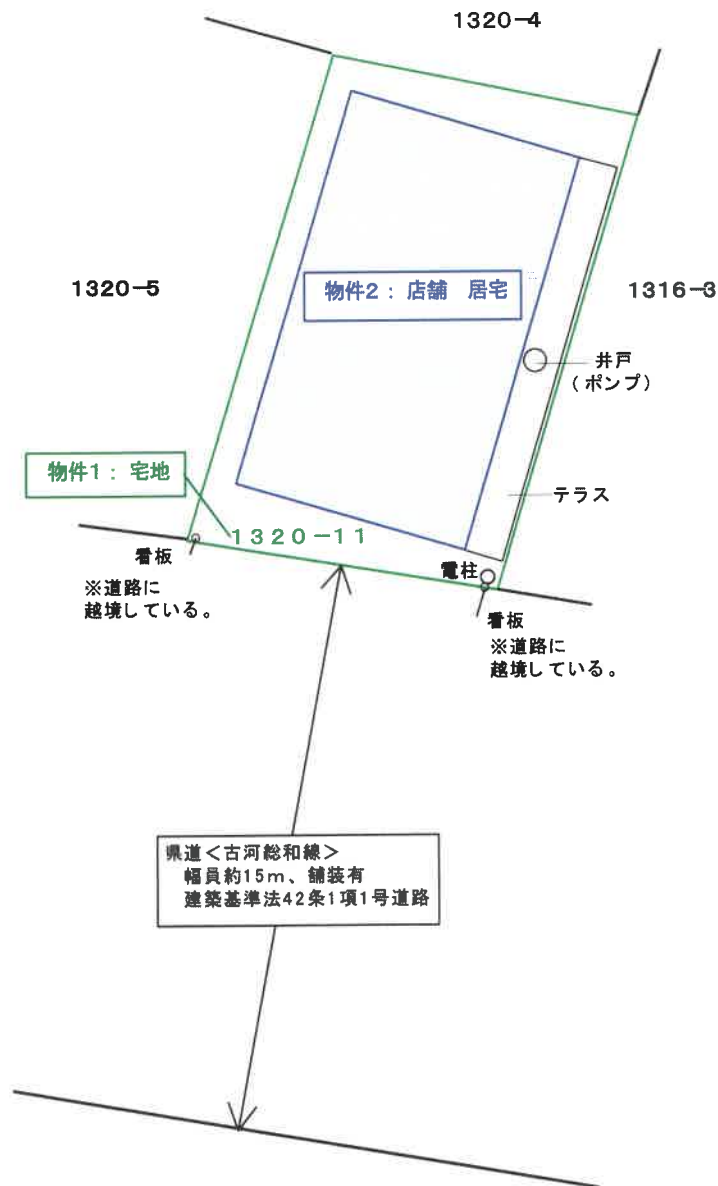
(茨城土地家屋調査士会 用紙) R53.11.17

土地建物位置関係図

令和8年(ケ)第9号



縮尺1/200



※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

物件2：店舗 居宅

建物間取図 (略図)

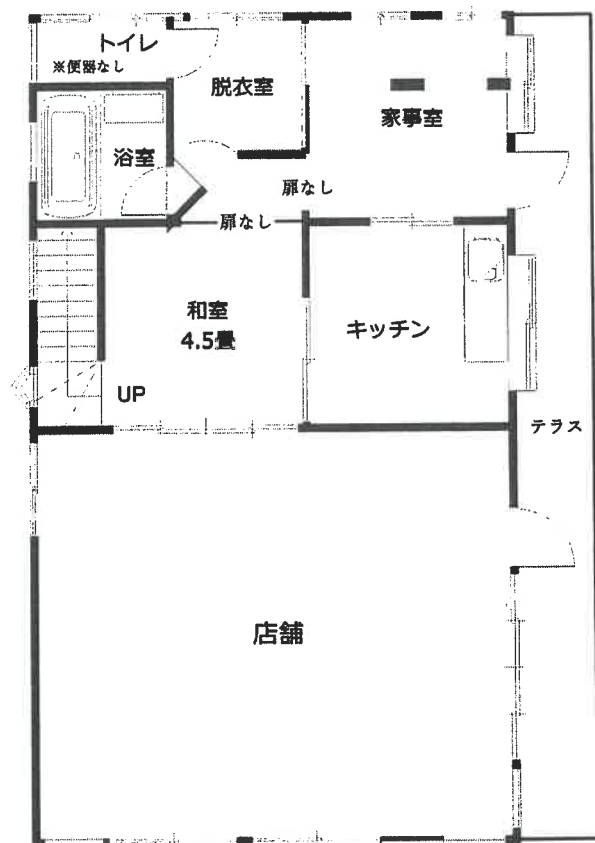
令和8年(ケ)第9号

鉄骨・木造瓦葺2階建



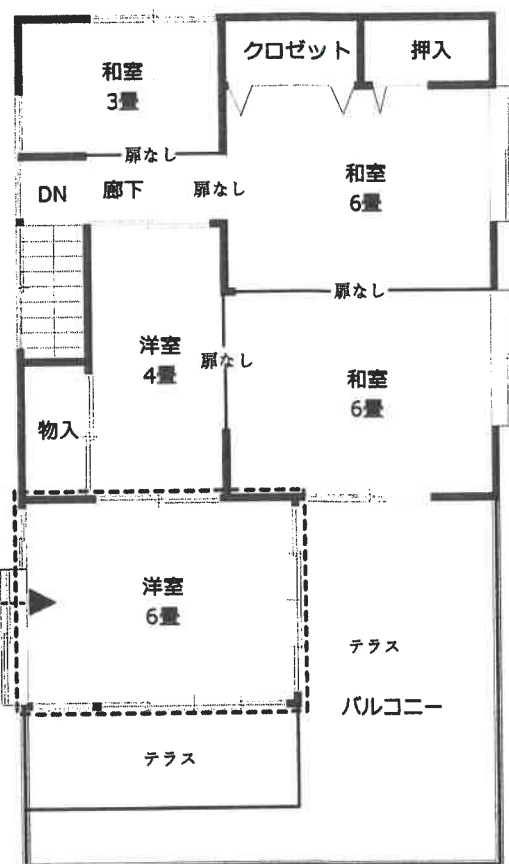
縮尺1/100

1階 69.56㎡
(登記に同じ)



2階 約50.50㎡
(登記は40.57㎡)

増築部分
(未登記)
約9.93㎡



※図面と現況が異なる場合は 現況が優先となります。